

和解について（庁舎の大規模漏水事故）

1 事故の概要

令和4年8月12日午前3時30分頃、鶴ヶ島市庁舎（以下「庁舎」という。）3階議会棟において、株式会社三幸（以下「工事業者」という。）が受注した庁舎給排水設備更新等工事で大規模漏水事故が発生した。

この事故は、工事業者の施工不良により発生したものであり、施工中の仮設継手のボルトが水圧によって緩んだため、給水配管から外れ、庁舎1階から3階まで大量の水が流出したことにより大規模な漏水被害を受けたものである。

2 主な被害の状況

- ・ 庁舎1階から3階までのフロアや廊下の床下や床上、天井などが浸水した。
- ・ 漏電のおそれがあったことから、来庁者用エレベーターや照明、空調機などの設備を停止した。
- ・ 浸水により、天井やカーペットなどにシミが発生し、一部、水を吸った天井が剥がれた。（令和4年8月18日未明、1階保険年金課吹き抜け天井部分）
- ・ 水に濡れた物品の中で、一部の空調機やパソコン、電話機が故障した。

3 事故後の対応

(1) 復旧工事の実施

漏水により被害を受けた庁舎の内装等の復旧は、工事業者が復旧工事を手配し、原状復旧工事を行った。

なお、市では、専門的な知識を有する第三者（株式会社大誠建築設計事務埼玉事務所）に調査業務（庁舎大規模漏水被害状況調査業務）を委託し、復旧工事範囲の調査及び決定並びに復旧箇所の施工精度の確認を行い、復旧工事の適正性に問題がないことを確認した。

(2) 被害額（請求額）及び損害賠償額

漏水により被害を受けた庁舎の物品等については、被害額の請求を行った。

なお、損害賠償額は、市の顧問弁護士に法律相談を行い、妥当性について問題がないことを確認した。

鶴ヶ島市の被害額（請求額）	
物 品	26,908,013円
点検調査費等	4,684,241円
人件費	738,415円
合 計	32,330,669円



鶴ヶ島市の損害賠償額	
物 品	15,179,120円
点検調査費等	4,684,241円
人件費	738,415円
合 計	20,601,776円